

監事監査報告書

平成 23 年 5 月 17 日

学校法人東北芸術工科大学
理事会 御中

学校法人東北芸術工科大学

監事 清宮 久子

監事 遠藤 栄次郎

監事 松尾 正城

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人東北芸術工科大学寄附行為第 14 条の規定に基づき、学校法人東北芸術工科大学の平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査を実施しました。その結果について、下記のとおり報告します。

1. 監査方法の概要

私たち監事は、理事会及び評議員会に出席するほか、理事及び担当職員から学校法人の業務全般の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討をするなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

(1) 学校法人東北芸術工科大学の財産状況に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示していると認めます。

(2) 学校法人東北芸術工科大学の業務全般の執行状況に関しては、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。